

NPO法人公共政策研究所ニュース

自治基本条例は「市(町)政」「地域社会」の再構築を実現します。検討している自治体の皆さんご連絡ください！

自治基本条例に関する専門知識・ノウハウ

- ① 苫小牧市自治基本条例等検討懇話会会長(H15. 10~H17. 6)
- ② 江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会ファシリテーター(H18. 4~H19. 3)
- ③ 八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー(H20. 8~H21. 8)
- ④ 中標津町自治基本条例(仮称)検討職員プロジェクトアドバイザー(H21. 10~H22. 3)
- ⑤ 美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー(H21. 10~H23. 2)
- ⑥ 八雲町協働のまちづくり推進プラン策定アドバイザー(H22. 8~)
- ⑦ 大空町自治基本条例検討委員会アドバイザー(H22. 8~)
- ⑧ 岩見沢市住民自治基本条例懇話会アドバイザー(H23. 7~)
- ⑨ 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員(H20. 4~)

法人格	フリガナ	コウキョウセイサクケンキュウシヨ	フリガナ	ミズサワ マサタカ	団体認証
団体名	特定非営利活動法人 公共政策研究所		理事長	水澤 雅貴	平成19年6月14日
所在地	札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号		電話 (FAX)	011-836-4315 (携帯電話)090-5226-3257	
ホームページ	http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/index.html		Eメール	Koukyou-seisaku@goo.jp	
理事	小林 薫信(北海道NPOサポートセンター理事事務局長) 栃内 香次(前北海学園大学大学院経営学研究科教授)		顧問	宮脇淳北海道大学公共政策大学院教授 山口二郎北海道大学大学院教授	

平成23年12月末現在の自治基本条例施行状況

(1) 全国の年度別自治基本条例の施行状況

全国の1749自治体における自治基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H23.12末
施行自治体数	1	1	9	11	26	23	36	30	33	34	23
累計	1	2	11	22	48	71	107	137	170	204	227
比率	0.1%	0.1%	0.6%	1.3%	2.7%	4.1%	6.1%	7.8%	9.7%	11.7%	13.0%

(2) 北海道の年度別自治基本条例の施行状況

北海道の179自治体における自治基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H23.12末
施行自治体数	1	0	0	0	3	6	10	4	7	7	3
累計	1	1	1	1	4	10	20	24	31	38	41
比率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	2.2%	5.6%	11.2%	13.4%	17.3%	21.2%	22.9%

上記自治基本条例の詳細は当研究所ホームページ参照願います。

ホームページアドレス: <http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/policy3.html>

10/16実施の地方議会議員向け研修会の様子



平成22～23年度の主な活動

平成22年度

- ①議会への市民参加の環境整備に関する調査報告書
- ②「議会改革シンポジウム」の実施(10.11)
- ③北海道の自治基本条例施行後自治体の実態調査報告書

平成23年度

- ①行政への市民参加の環境整備に関する調査報告書
- ②北大地方議会議員向けサマースクール事務局
- ③認定NPO及び指定NPOへの寄付控除条例の制定状況調査

平成23年度調査「市民参加による北海道内自治体行政の環境整備に関する報告書」概要

1. 自治体の課題

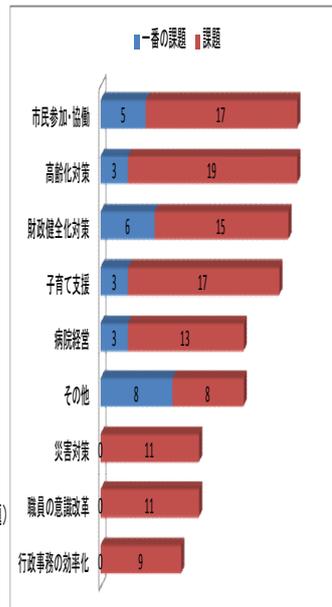
(1)市における課題

市の課題(複数回答可)

項目	課題と回答	1番の課題	比率
1 市民参加・協働	22	5	69%
2 高齢化対策	22	3	69%
3 財政健全化対策	21	6	66%
4 子育て支援	20	3	63%
5 病院経営	16	3	50%
6 その他	16	8	50%
7 災害対策	11	0	34%
8 職員の意識改革	11	0	34%
9 行政事務の効率化	9	0	28%

(注1) 回答総数32

(注2) 項番1～9の項目から自治体の課題を複数選択(課題)のうち、1番の課題を1つ選択



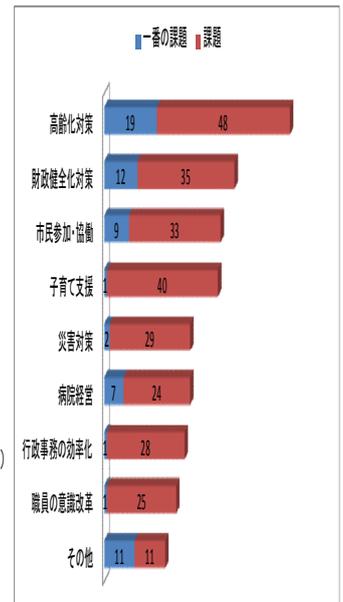
(2)町村における課題

町村の課題(複数回答可)

項目	課題と回答	1番の課題	比率
1 高齢化対策	67	19	86%
2 財政健全化対策	47	12	60%
3 市民参加・協働	42	9	54%
4 子育て支援	41	1	53%
5 災害対策	31	2	40%
6 病院経営	31	7	40%
7 行政事務の効率化	29	1	37%
8 職員の意識改革	26	1	33%
9 その他	22	11	28%

(注1) 回答総数78

(注2) 項番1～9の項目から自治体の課題を複数選択(課題)のうち、1番の課題を1つ選択します。



(コメント)

自治体の課題としては、市の一番の課題は「財政健全化対策」、町村の一番の課題は「高齢化対策」であった。このような課題を市民と共有し、市民参加で課題解決していく自治体経営の姿が、求められている。

水澤理事長の略歴

昭和25年2月6日北海道八雲町で生まれる(61歳)

●学歴

- ①昭和45年4月～昭和49年3月早稲田大学社会科学部卒業
- ②平成14年4月～平成16年3月北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了
- ③平成18年4月～平成20年3月北海道大学公共政策大学院専門職課程(修士)修了

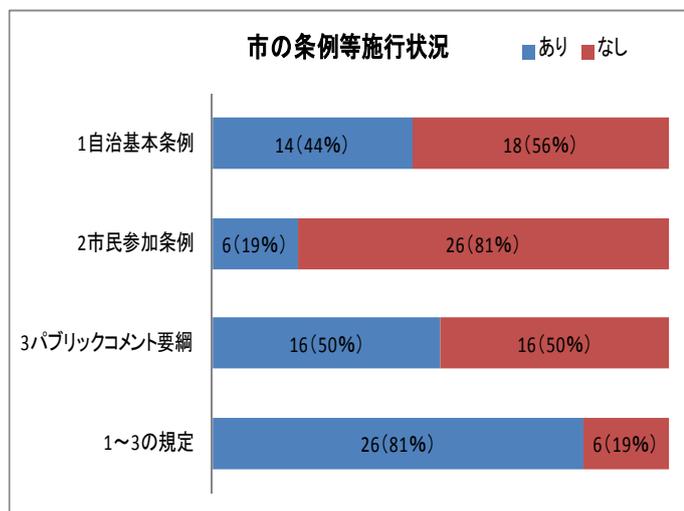
●職歴

- ①昭和49年4月 電電公社(NTT)入社(金融・公共系ITネットワークシステム構築等)
- ②平成17年12月 NTT東日本一北海道退職
- ③平成19年6月 特定非営利活動法人 公共政策研究所理事長就任
- ③平成20年4月～北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

2. 行政への市民参加の権利保障の状況

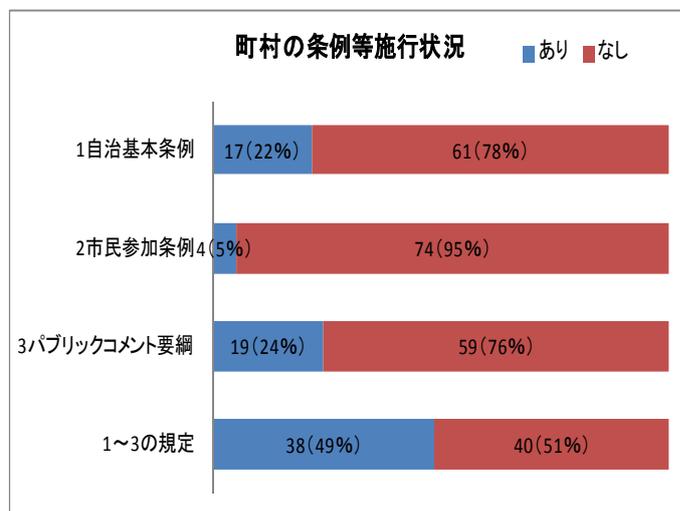
(1) 市の場合

* 市の回答数は32市



(2) 町村の場合

* 町村の回答数は78町村



(注) 自治基本条例とパブリックコメント要綱等を実施の場合は双方でカウントしております。

(コメント)

行政への市民参加の権利保障に関しては、市の19%、町村の51%で市民参加を保障する条例等の整備がされていない。特に、町村での条例等の整備が遅れている。

3. 市民参加手法の整備について

項番	内容	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
5	常設型住民投票条例を定めている	2	芦別市,北広島市	6%	1	遠軽町	1%	3	3%
4	2つ以上の市民参加手法を組み合わせて市民参加を行っている。(例:市民説明会とパブリックコメント等の組み合わせ)	11	札幌市,小樽市,帯広市,北見市,苫小牧市,美唄市,赤平市,深川市,登別市,伊達市,石狩市	35%	10	当別町,栗山町,新ひだか町,音更町,清水町,芽室町,中札内村,広尾町,弟子屈町,中標津町	13%	21	19%
3	意見交換会、アンケート調査、説明会、パブリックコメントといった市民の意見を求めることを行っている(単一の市民参加のみ)	18		56%	45		58%	63	57%
2	首長への手紙等市民からの意見を言える機会が設けられている	1		3%	18		23%	19	17%
1	市民参加手法を講じていない	0		0%	4		5%	4	4%
計		32		100%	78		100%	110	100%

(コメント)

市民参加手法は単一手法(審議会等のみの参加)(市の56%、町村の58%)が中心で、複合型手法(説明会とパブリックコメント等の組み合わせた参加)(市の35%、町村の13%)が採られていない。複合型手法は実質的参加であり、単一手法は形式的参加である。行政の市民参加は、従来と変わらない形式的参加が、今も中心になっている。

4. 市民参加を推進するための庁内体制について

項番	内 容	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
5	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が定期的で開催されている	1	旭川市	3%	0		0%	1	1%
4	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を定期的で開催している	2	札幌市、石狩市	6%	0		0%	2	2%
3	市民参加を推進するための手引き(ガイドライン)を作成している	12	函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、美瑛市、千歳市、富良野市、恵庭市、伊達市、北広島市	38%	6	当別町、福島町、八雲町、上富良野町、音更町、清水町	8%	18	16%
2	全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である	14		44%	47		60%	61	56%
1	全庁的な推進体制の整備については全く考えていない	3		9%	25		32%	28	25%
計		32		100%	78		100%	110	100%

(コメント)市民参加を推進するためには庁内に市民参加で自治体経営を行うという職員の意識改革を促す体制が維持されてなければ、血の通わない制度となってしまう。「市民参加制度の学習会が定期的に行われている」(市の9%、町村の0%)は非常に低い結果であった。これでは市民参加制度の持続が難しい実態にある。また、「市民参加の手引き(マニュアル)を作成している」は、市の38%、町村の8%であった。実態は、「検討中」(市の44%、町村の60%)「全庁的な推進体制の整備は全く考えていない」(市の9%、町村の32%)という結果であった。市民参加で自治体経営を行うという意識改革の体制整備が求められる。

上記調査報告書の詳細は当研究所ホームページ参照願います。

ホームページアドレス：<http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/index.html>

「自治基本条例研修」の募集

市民・自治体職員向け「自治基本条例」の研修を受託いたします。

(1)対象：市民・自治体職員（自治体主催：会場・周知等準備を自治体様にお願いします）

(2)内容：①なぜ、自治基本条例が必要か ②自治基本条例制定で何が変わるか
③自治基本条例の概要 ④自治基本条例検討組織等の形態
⑤その他 （注）研修内容は相談の応じます。

(3)研修時間：120分（研修 90分、質疑 30分）

(4)費用：講師料＋旅費交通費(実費)（注）講師料は相談に応じます。

(5)連絡先：NPO法人公共政策研究所 水澤（電話：011-836-4315）

メールアドレス：koukyou-seisaku@goo.jp

発行日

平成23年度冬号 平成24年1月6日発行

作成者

NPO法人公共政策研究所 理事長 水澤 雅貴